

機密保持協定書

(以下『甲』と云う)と株式会社KYT(以下『乙』と云う)とは、甲が乙に対して行う作業の為に乙が甲に提供した資料、データに関する機密保持の万全を期すために下記の通り協定する。

[機密情報の定義]

第一条 本協定にいう機密情報は次のものをいう。
乙や乙の顧客が甲に口頭または文章で提供し、または開示する一切の技術的または商業的資料及び情報に類する一切のもの。

[機密の厳守]

第二条 甲は機密情報の全部または一部といえども、論文発表、刊行物への提供、SNS等での発信、技術の実施許諾または譲渡、特許出願、その他事由名目及び方法の如何を問わず第三者に開示または漏洩し、もしくは自ら利用してはならない。

[機密情報の取り扱い]

第三条 機密情報は厳重に保管するとともにその業務に関係ある所定の場所以外に持ち出さないものとする。また、乙の承諾を得た場合を除き、機密情報の複製を作成しないものとする。

[機密情報の処分、返却]

第四条 甲は、乙に対する業務が終了後、あるいは、乙から要求があった場合には直ちに、乙の指示に従い、乙に対して機密情報を含む具体的な記録一切を速やかに返却するか処分しなければならない。

[適用除外]

第五条 次の何れかに該当する機密情報は、本協定の適用範囲外とする。

- 甲の故意、過失によらず公知となったもの
- 乙から提示される以前に甲が適法に所有していた資料、または情報と同一のものであり、その旨甲が立証しうるもの
- 甲が第三者から適法に提供された資料等と同一のもの

[適用期間]

第六条

- 本協定の有効期限は協定の日付より1年間とする。但し、甲、乙とも契約終了の30日前までに終了の意思表示をしないときには、更に1年間更新する。
- 本協定が終了した場合と言えども、本協定第二条に定める義務は、機密情報のすべてが第五条のいずれかに該当するまで存続するものとする。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 株式会社KYT

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平ビル7F

代表取締役社長

田鎖 英賢

